

## 共同入札について

### 1 共同入札とは

- (1) 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産(土地や建物など)である場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続等については、当該代表者のログインIDで行います。

### 2 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前にKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン、小樽市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークション内の小樽市インターネット公売の公売物件詳細画面より代表者のログイン IDで公売参加申込を行った後、この手続を行ってください。

### 3 必要書類の提出

代表者の方は、以下のア～オの書類を、小樽市へ簡易書留郵便(郵送料は公売参加者負担)にて送付してください。

#### ア 委任状(代表者以外の方全員から代表者に対する委任状)

※様式を小樽市ホームページからダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名(名称)と住所を記入してください。

※ 委任者・受任者双方の実印を押印してください。

(例)3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。

#### イ 暴力団員等に該当しないことの陳述書(代表者を含む全員について必要)

#### ウ 共同入札者持分内訳書

※ 様式を小樽市ホームページからダウンロードし、共同入札者全員の氏名(名称)と住所(所在地)、及び各共同入札者の持分を記入してください。

※ 委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、公売物件を落札された場合でも所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

#### エ 印鑑登録証明書(共同入札者全員分)

#### オ 委任者・受任者、双方の住所証明書(法人の場合は商業登記簿謄本)

※ 印鑑登録証明書・住所証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。

#### 4 入札の際の注意事項

(1) 必要書類の提出及び公売保証金(クレジット以外での納付の場合)の納付が小樽市で確認された後、入札に参加可能となります。

(2) 公売参加申込が完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込状況、入札した価格などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。

(3) KSI官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。

#### 5 落札後の注意事項

(1) 共同入札者が買受人(最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者)となった場合、小樽市は、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスに、買受代金の納付方法や連絡先などを記載した電子メールを送信します。代表者は電子メールを受け取ったらできるだけ早く、小樽市に電話又は電子メールで連絡してください。今後の手続きについてご案内します。

(2) 買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を納付してください。代金納付期限までに小樽市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その物件を買受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(3) 登録免許税相当額、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など、物件の買受のための費用は、全て買受人の負担となります。

(4) 代金納付期限までに、以下の書類を小樽市に提出してください。

##### ア 所有権移転登記請求書

※様式を小樽市ホームページからダウンロードし、代表者の住所・氏名など必要事項を記入してください。

##### イ 共同入札者全員の住所証明書

※ 個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本など

##### ウ 共有合意書

※様式を小樽市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、共同入札者全員の署名及び実印を押印してください。

※ 持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。

##### エ 郵便切手500円程度(登記嘱託書の郵送料)

##### オ 権利移転の許可書または届出受理書(公売物件が農地を含む場合)

(5) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて、共同入札者全員に交付します。なお、所有権移転登記の際に「売却決定通知書」の正本が必要な場合がありますので、小樽市でいったん「売却決定通知書」をお預かりすることがあります。お預かりした「売却決定通知書」は、登記完了後、返還します。